

# 第145回丹波市議会定例会

自 令和8年2月24日

至 令和8年3月27日

## 議案審議資料

( No. 1 )

### 【目次】

|                   |                                                           |         |
|-------------------|-----------------------------------------------------------|---------|
| ①同意第1号～<br>同意第4号  | (人権擁護委員の候補者の推薦)                                           | … 1～8   |
| ②同意第5号～<br>同意第28号 | (丹波市農業委員会委員の任命)                                           | … 9～11  |
| ③議案第13号           | (丹波市過疎地域持続的発展計画の変更)                                       | … 12    |
| ④議案第14号           | (丹波市職員の特殊勤務手当支給条例改正)                                      | … 13～14 |
| ⑤議案第15号           | (丹波市国民健康保険税条例改正)                                          | … 15～27 |
| ⑥議案第16号           | (丹波市福祉医療費助成条例改正)                                          | … 28～36 |
| ⑦議案第17号           | (丹波市国民健康保険青垣診療所設置条例及び丹波市<br>国民健康保険青垣診療所の使用料及び手数料条例改<br>正) | … 37～39 |
| ⑧議案第18号           | (丹波市青垣訪問看護ステーション条例改正)                                     | … 40～41 |
| ⑨議案第19号           | (丹波市介護保険条例改正)                                             | … 42～47 |
| ⑩議案第20号           | (工事請負契約の変更)                                               | … 48～49 |
| ⑪議案第21号           | (丹波市消防審議会設置条例改正)                                          | … 50～52 |
| ⑫議案第22号           | (丹波市消防団員等公務災害補償条例改正)                                      | … 53～55 |
| ⑬議案第23号           | (丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理<br>施設条例改正)                      | … 56～58 |
| ⑭議案第24号           | (物品購入契約の締結)                                               | … 59～61 |
| ⑮議案第25号           | (児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う<br>関係条例の整備に関する条例制定)              | … 62～79 |
| ⑯議案第26号           | (丹波市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準<br>を定める条例制定)                     | … 80    |

**人事案件は白ページに  
しています。  
(P1～P11)**























## 議案第13号

### 丹波市過疎地域持続的発展計画の変更について

#### 1 提案の趣旨

令和7年11月に兵庫県過疎地域持続的発展方針が策定されたことに伴い、丹波市過疎地域持続的発展計画を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、提案するものである。

#### 2 変更の概要

計画期間を令和8年度から令和12年度までとするほか所要の変更を行う。

#### 3 丹波市過疎地域持続的発展計画 別冊

#### **【過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 抜粋】**

（過疎地域持続的発展市町村計画）

第8条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。

2～9 略

10 第1項及び前3項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

## 議案第14号

丹波市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定  
について

### 1 提案の趣旨

丹波市青垣訪問看護ステーションの業務における緊急時の対応に備え、正規の勤務時間以外の時間帯において自宅等で待機を命ぜられた看護師に対する手当を支給するため、提案するものである。

### 2 改正の概要

#### (1) 看護師待機手当

次に掲げる時間帯において待機した看護師に対し、1回につき2,000円以内の手当を支給する。

ア 午前8時30分から午後5時15分まで

イ 午後5時15分から翌日の午前8時30分まで

#### (2) その他字句の修正

### 3 施行日

令和8年4月1日

### 4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市職員の特殊勤務手当支給条例（平成16年丹波市条例第48号）新旧対照表

| 現行                                                                           |                                                                                               | 改正後（案）                                                                       |                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○丹波市職員の特殊勤務手当支給条例<br>平成16年11月1日<br>条例第48号<br>最終改正 令和7年3月6日条例第5号<br>別表（第2条関係） |                                                                                               | ○丹波市職員の特殊勤務手当支給条例<br>平成16年11月1日<br>条例第48号<br>最終改正 令和7年3月6日条例第5号<br>別表（第2条関係） |                                                                                                              |
| 手当の種別                                                                        | 支給額                                                                                           | 手当の種別                                                                        | 支給額                                                                                                          |
| 《省略》                                                                         |                                                                                               | 《省略》                                                                         |                                                                                                              |
| 診療所医師                                                                        | 月額(1)(2)の合算<br>(1) 本給月額100分の50の額に475,000円を加えた額の範囲内<br>(2) 医師が行った診療及び手術についての手数料の100分の60を超えない範囲 | 診療所医師                                                                        | 月額(1)(2)の合算<br>(1) 本給月額100分の50の額に475,000円を加えた額の範囲内<br>(2) 医師が行った診療及び手術についての手数料の100分の60を超えない範囲                |
|                                                                              |                                                                                               | 看護師待機手当                                                                      | 丹波市青垣訪問看護ステーションの看護師が正規の勤務時間以外の時間帯（午前8時30分から午後5時15分まで又は午後5時15分から翌日の午前8時30分まで）において自宅等で待機を命ぜられた場合 1回につき2,000円以内 |
| 予防衛生等の業務に従事する診療所職員                                                           | 1年30,000円（補助的業務を行う者5,000円）を超えない範囲内                                                            | 予防接種手当                                                                       | 診療所の職員が予防接種業務に従事した場合<br>医師 年額30,000円以内<br>補助的業務に従事する者 年額5,000円以内                                             |
| 学校医又は幼稚園医としてその業務に従事した診療所医師                                                   | ・学校医年60,000円を超えない範囲内<br>・幼稚園医年60,000円を超えない範囲内                                                 | 学校医手当                                                                        | 診療所の医師が学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項に規定する学校医としてその業務に従事した場合 1校につき年額60,000円以内                                    |
| 保育所（園）医又は認定こども園医としてその業務に従事した診療所医師                                            | ・保育所（園）医年60,000円を超えない範囲内<br>・認定こども園医年60,000円を超えない範囲内                                          |                                                                              |                                                                                                              |
| 産業医手当                                                                        | 月額20,000円を超えない範囲内                                                                             | 産業医手当                                                                        | 月額20,000円以内                                                                                                  |
| X線作業手当                                                                       | 月額6,000円以内                                                                                    | X線作業手当                                                                       | 月額6,000円以内                                                                                                   |
| 人の死体処置に従事する職員                                                                | 1回につき3,000円以内                                                                                 | 人の死体処置に従事する職員                                                                | 1回につき3,000円以内                                                                                                |
| 教務手当（看護専門学校専任教員）                                                             | 月額26,100円以内                                                                                   | 教務手当                                                                         | 丹波市立看護専門学校の専任教員が講師として研修、講義又は実習指導の業務に従事した場合 月額26,100円以内                                                       |
| 《省略》                                                                         |                                                                                               | 《省略》                                                                         |                                                                                                              |
| 備考 教務手当は、丹波市立看護専門学校の専任教員が講師として研修、講義又は実習指導の業務に従事したときに支給する。                    |                                                                                               |                                                                              |                                                                                                              |

議案第15号

丹波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

丹波市国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ、令和8年度における国民健康保険税の課税額等に関し、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

- (1) 被保険者につき算定する課税額に係る税率及び額の改定
- (2) その他字句の修正

上段：(改定前)  
下段：改定後

令和8年度国民健康保険税の税率等

| 区分   |                    | 基礎課税額                | 後期高齢者支援金等課税額         | 介護納付金課税額             |                    |
|------|--------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------------|
| 所得割  |                    | (7.31%)<br>7.36%     | (2.66%)<br>2.89%     | (2.55%)<br>2.65%     |                    |
| 均等割額 |                    | (29,500円)<br>30,800円 | (10,600円)<br>12,000円 | (12,700円)<br>13,300円 |                    |
| 平等割額 | 特定世帯及び<br>特定継続世帯以外 | 20,600円              | (7,400円)<br>8,000円   | (6,400円)<br>6,700円   |                    |
|      | 特定世帯               | 10,300円              | (3,700円)<br>4,000円   |                      |                    |
|      | 特定継続世帯             | 15,450円              | (5,550円)<br>6,000円   |                      |                    |
| 7割軽減 | 均等割額               | (20,650円)<br>21,560円 | (7,420円)<br>8,400円   | (8,890円)<br>9,310円   |                    |
|      | 平等割額               | 特定世帯及び<br>特定継続世帯以外   | 14,420円              | (5,180円)<br>5,600円   | (4,480円)<br>4,690円 |
|      |                    | 特定世帯                 | 7,210円               | (2,590円)<br>2,800円   |                    |
|      |                    | 特定継続世帯               | 10,815円              | (3,885円)<br>4,200円   |                    |
| 5割軽減 | 均等割額               | (14,750円)<br>15,400円 | (5,300円)<br>6,000円   | (6,350円)<br>6,650円   |                    |
|      | 平等割額               | 特定世帯及び<br>特定継続世帯以外   | 10,300円              | (3,700円)<br>4,000円   | (3,200円)<br>3,350円 |
|      |                    | 特定世帯                 | 5,150円               | (1,850円)<br>2,000円   |                    |
|      |                    | 特定継続世帯               | 7,725円               | (2,775円)<br>3,000円   |                    |
| 2割軽減 | 均等割額               | (5,900円)<br>6,160円   | (2,120円)<br>2,400円   | (2,540円)<br>2,660円   |                    |
|      | 平等割額               | 特定世帯及び<br>特定継続世帯以外   | 4,120円               | (1,480円)<br>1,600円   | (1,280円)<br>1,340円 |
|      |                    | 特定世帯                 | 2,060円               | (740円)<br>800円       |                    |
|      |                    | 特定継続世帯               | 3,090円               | (1,110円)<br>1,200円   |                    |

|                            |              |                      |                     |  |
|----------------------------|--------------|----------------------|---------------------|--|
| 未<br>就<br>学<br>児<br>軽<br>減 | 均等割額         | (14,750円)<br>15,400円 | ( 5,300円)<br>6,000円 |  |
|                            | 7割軽減<br>均等割額 | ( 4,425円)<br>4,620円  | ( 1,590円)<br>1,800円 |  |
|                            | 5割軽減<br>均等割額 | ( 7,375円)<br>7,700円  | ( 2,650円)<br>3,000円 |  |
|                            | 2割軽減<br>均等割額 | (11,800円)<br>12,320円 | ( 4,240円)<br>4,800円 |  |

3 施行日

令和8年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市国民健康保険税条例（平成17年丹波市条例第48号）新旧対照表

| 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 改正後（案）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○丹波市国民健康保険税条例<br/>平成17年6月3日<br/>条例第48号<br/>最終改正 令和7年3月31日条例第24号<br/>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。))の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。)第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合においては、基礎課税額は、同項に規定する額とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯</p> | <p>○丹波市国民健康保険税条例<br/>平成17年6月3日<br/>条例第48号<br/>最終改正 令和7年3月31日条例第24号<br/>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。))の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。)第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合においては、基礎課税額は、同項に規定する額とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯</p> |

に属する\_\_\_\_\_被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が施行令第56条の88の2第2項に規定する額を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、同項に規定する額とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が施行令第56条の88の2第3項に規定する額を超える場合には、介護納付金課税額は、同項に規定する額とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第26号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.31を乗じて算定する。

2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合には、法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

#### 第4条 削除

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について29,500円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他

に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が施行令第56条の88の2第2項に規定する額を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、同項に規定する額とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が施行令第56条の88の2第3項に規定する額を超える場合には、介護納付金課税額は、同項に規定する額とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第26号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.36を乗じて算定する。

2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合には、法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について30,800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他

の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 20,600円

(2) 特定世帯 10,300円

(3) 特定継続世帯 15,450円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.66を乗じて算定する。

#### 第7条 削除

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について10,600円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,400円

(2) 特定世帯 3,700円

(3) 特定継続世帯 5,550円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.55を乗じて算定する。

#### 第9条 削除

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について12,700円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,400円とする。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもって算定した第2条第1項の額(第23条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日(国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日)の属する月の前月まで、月割をもって算定した第2条第1項の額を課

の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 20,600円

(2) 特定世帯 10,300円

(3) 特定継続世帯 15,450円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.89を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について12,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,000円

(2) 特定世帯 4,000円

(3) 特定継続世帯 6,000円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.65を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について13,300円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,700円とする。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもって算定した第2条第1項の額(第23条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日(国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日)の属する月の前月まで、月割をもって算定した第2条第1項の額を課

する。

- 3 第1項の賦課期日後に第1条第2項の世帯主(以下次項までにおいて「2項世帯主」という。)である国民健康保険税の納税義務者が同条第1項の世帯主(以下次項までにおいて「1項世帯主」という。)となった場合には、当該1項世帯主となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該1項世帯主となった者を2項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該1項世帯主となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。
- 4 第1項の賦課期日後に1項世帯主である国民健康保険税の納税義務者が2項世帯主となった場合には、当該2項世帯主となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該2項世帯主となった者を1項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該2項世帯主となった日(国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより2項世帯主となった場合において、当該2項世帯主となった日が月の初日であるときは、その前日)の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。
- 5 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者(当該納税義務者を除く。以下次項において同じ。)となった者がある場合には、当該被保険者となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該被保険者となった者が当該世帯に属する被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。
- 6 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者でなくなった者がある場合には、当該被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該被保険者でなくなった者が当該世帯に属する被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該被保険者でなくなった日(国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより被保険者でなくなった場合において、当該被保険者でなくなった日が月の初日であるときは、その前日)の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。
- 7 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者となった者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者となった日を同項の賦課期日とみなして算定し

する。

- 3 第1項の賦課期日後に第1条第2項の世帯主(以下次項までにおいて「2項世帯主」という。)である国民健康保険税の納税義務者が同条第1項の世帯主(以下次項までにおいて「1項世帯主」という。)となった場合には、当該1項世帯主となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該1項世帯主となった者を2項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該1項世帯主となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。
- 4 第1項の賦課期日後に1項世帯主である国民健康保険税の納税義務者が2項世帯主となった場合には、当該2項世帯主となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該2項世帯主となった者を1項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該2項世帯主となった日(国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより2項世帯主となった場合において、当該2項世帯主となった日が月の初日であるときは、その前日)の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。
- 5 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者(当該納税義務者を除く。\_\_\_\_次項において同じ。)となった者がある場合には、当該被保険者となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該被保険者となった者が当該世帯に属する被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。
- 6 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者でなくなった者がある場合には、当該被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該被保険者でなくなった者が当該世帯に属する被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該被保険者でなくなった日(国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより被保険者でなくなった場合において、当該被保険者でなくなった日が月の初日であるときは、その前日)の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。
- 7 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者となった者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者となった日を同項の賦課期日とみなして算定し

た当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該介護納付金課税被保険者となった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。

- 8 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者でなくなった者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該介護納付金課税被保険者でなくなった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者でなくなった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が施行令第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)、第2条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が施行令第56条の88の2第2項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)並びに第2条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が施行令第56条の88の2第3項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、

た当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該介護納付金課税被保険者となった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。

- 8 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者でなくなった者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該介護納付金課税被保険者でなくなった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者でなくなった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が施行令第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)、第2条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が施行令第56条の88の2第2項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)並びに第2条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が施行令第56条の88の2第3項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、

給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について20,650円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯  
14,420円

(イ) 特定世帯 7,210円

(ウ) 特定継続世帯 10,815円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について7,420円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯  
5,180円

(イ) 特定世帯 2,590円

(ウ) 特定継続世帯 3,885円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について8,890円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について4,480円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について14,750円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯

給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について21,560円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯  
14,420円

(イ) 特定世帯 7,210円

(ウ) 特定継続世帯 10,815円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について8,400円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯  
5,600円

(イ) 特定世帯 2,800円

(ウ) 特定継続世帯 4,200円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について9,310円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について4,690円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について15,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯

10,300円

(イ) 特定世帯 5,150円

(ウ) 特定継続世帯 7,725円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者  
支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険  
者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)  
1人について5,300円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者  
支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げ  
る世帯区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯  
3,700円

(イ) 特定世帯 1,850円

(ウ) 特定継続世帯 2,775円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均  
等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2  
項に規定する世帯主を除く。)1人について6,  
350円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等  
割額 1世帯について3,200円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額  
及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務  
者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保  
険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者  
等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該  
給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を  
乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び  
特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算し  
た金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号  
に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均  
等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世  
帯主を除く。)1人について5,900円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等  
割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ  
に定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯  
4,120円

(イ) 特定世帯 2,060円

(ウ) 特定継続世帯 3,090円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者  
支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険  
者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)  
1人について2,120円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者  
支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げ  
る世帯区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯  
1,480円

(イ) 特定世帯 740円

10,300円

(イ) 特定世帯 5,150円

(ウ) 特定継続世帯 7,725円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者  
支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険  
者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)  
1人について6,000円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者  
支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げ  
る世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯  
4,000円

(イ) 特定世帯 2,000円

(ウ) 特定継続世帯 3,000円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均  
等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2  
項に規定する世帯主を除く。)1人について6,  
650円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等  
割額 1世帯について3,350円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額  
及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務  
者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保  
険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者  
等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該  
給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を  
乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び  
特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算し  
た金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号  
に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均  
等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世  
帯主を除く。)1人について6,160円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等  
割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ  
に定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯  
4,120円

(イ) 特定世帯 2,060円

(ウ) 特定継続世帯 3,090円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者  
支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険  
者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)  
1人について2,400円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者  
支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げ  
る世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯  
1,600円

(イ) 特定世帯 800円

(ウ) 特定継続世帯 1,110円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について2,540円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,280円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,425円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,375円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,750円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,590円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,650円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,240円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,300円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(ウ) 特定継続世帯 1,200円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について2,660円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,340円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,620円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,700円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 12,320円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 15,400円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,800円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 3,000円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,000円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

附 則

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用について

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条に規定する \_\_\_\_\_ 被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条に規定する \_\_\_\_\_ 被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条に規定する \_\_\_\_\_ 被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

附 則

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用について

は、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第4項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、利子所得、配当所得及び雑所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び

は、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び

山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

## 議案第16号

### 丹波市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

#### 1 提案の趣旨

子育て世代及びひとり親家庭等の経済的な負担の軽減を図り、更なる子育て施策を推進するため、乳幼児等医療費助成制度及び母子家庭等医療費給付制度における特例措置を恒久的な措置とするほか、所要の改正を行うため、提案するものである。

#### 2 改正の概要

- (1) 乳幼児等医療費助成制度  
所得制限の撤廃及び被保険者等負担額の無償化
- (2) 母子家庭等医療費給付制度  
所得制限に係る基準の緩和
- (3) その他字句の修正

#### 3 施行日

令和8年7月1日

#### 4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市福祉医療費助成条例（平成16年丹波市条例第106号）新旧対照表

| 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 改正後（案）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○丹波市福祉医療費助成条例<br/>平成16年11月1日<br/>条例第106号<br/>最終改正 令和7年6月2日条例第25号<br/>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 高齢期移行者 <u>市内に住所を有する65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日を経過していない者</u>(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第50条第2号に規定する者を除く。)をいう。</p> <p>(2) 重度障害者 <u>市内に住所を有する次のいずれかに該当する者</u>(法第50条第2号に規定する者を除く。)をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の程度が1級又は2級に該当する者及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院若しくは診療所において、主として精神科又は神経科を担当する医師により重度知的障害者又は重度知的障害児と判定された者</p> <p>イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、かつ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条に定める障害程度が1級に該当するもの(以下「重度精神障害者」という。)</p> <p>(3) 乳幼児等 <u>市内に住所を有する9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者</u>をいう。ただし、<u>重度障害者医療又は母子家庭等医療の受給者を除く。</u></p> <p>(4) <u>乳児 市内に住所を有する1歳の誕生日の属する月の末日を経過していない者をいう。</u></p> <p>(5) <u>幼児等 市内に住所を有する1歳の誕生日の属する月の翌月の初日から9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。</u></p> <p>(6) <u>乳児保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で乳児を現に監護する者をいう。</u></p> | <p>○丹波市福祉医療費助成条例<br/>平成16年11月1日<br/>条例第106号<br/>最終改正 令和7年6月2日条例第25号<br/>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 高齢期移行者 _____65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日を経過していない者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第50条第2号に規定する者を除く。)をいう。</p> <p>(2) 重度障害者 _____次のいずれかに該当する者(法第50条第2号に規定する者を除く。)をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の程度が1級又は2級に該当する者及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院若しくは診療所において、主として精神科又は神経科を担当する医師により重度知的障害者又は重度知的障害児と判定された者</p> <p>イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、かつ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条に定める障害程度が1級に該当するもの(以下「重度精神障害者」という。)</p> <p>(3) 乳幼児等 _____9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。_____</p> <p>(4) <u>児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあって別表第1に該当する者をいう。</u></p> |

(7) 幼児等保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で幼児等を現に監護する者をいう。

(8) 母子家庭の母及びその児童 市内に住所を有する母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項の規定に該当する配偶者のない女子及びその者が監護している児童のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあつて別表第1の規定に該当する者をいう。

(9) 父子家庭の父及びその児童 市内に住所を有する母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項の規定に該当する配偶者のない男子及びその者が監護している児童のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあつて、別表第1の規定に該当する者をいう。

(10) 遺児 市内に住所を有する別表第2の規定に該当する児童のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあつて、別表第1の規定に該当する者をいう。

(11) 養育者 遺児の属する世帯の生計を主として維持する者をいう。

(12) 医療保険各法の給付 法第7条第1項  
に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給（家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。）をいう。

(13) 被保険者等負担額 当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）及び医療保険各法以外の法令の規定により国、地方公共団体又は独立行政法人の負担において医療に関する給付額を控除した額をいう。

(14) 保険医療機関等 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保険医療機関及

(5) 母子家庭の母  
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、現に児童を扶養し、かつ、監護しているもの

をいう。

(6) 父子家庭の父  
母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に児童を扶養し、かつ、監護しているもの

をいう。

(7) 遺児 別表第2の規定に該当する児童のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあつて、別表第1の規定に該当する者をいう。

(8) 養育者 遺児の属する世帯の生計を主として維持する者をいう。

(9) 医療保険各法の給付 法及び法第7条第1項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給（家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。）をいう。

(10) 被保険者等負担額 医療 に要する費用の額から次に掲げる額

を控除した額をいう。

ア 医療保険各法の規定により医療の給付を行うもの（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付の額を含む。）

イ 医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付の額

(11) 保険医療機関等 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保険医療機関及

び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所又は薬局その他のものをいう。

(15) 所得を有しない者 その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度とする。以下同じ。) 分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。以下「市町村民税世帯非課税者」という。)で、かつ、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは、「80万9千円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)によるものとする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

(16) 低所得者 市町村民税世帯非課税者で、かつ、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。\_\_\_\_\_)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。))によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。)をいい、

び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所又は薬局その他のものをいう。

(12) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及び全て\_\_\_\_\_の世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度とする。以下同じ。)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。以下「市町村民税世帯非課税者」という。)で、かつ、その属する世帯の世帯主及び全て\_\_\_\_\_の世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは、「80万9千円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。))によるものとする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

(13) 低所得者 市町村民税世帯非課税者で、かつ、その属する世帯の世帯主及び全て\_\_\_\_\_の世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の所得\_\_\_\_\_(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。))によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。)をいい、

当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)の合計額が80万9千円以下である者をいう。

(支給の対象)

第3条 市長は、次の各号に掲げる者

\_\_\_\_\_に対し、当該各号に定める場合に該当するときは、福祉医療費を支給するものとする。

(1) 高齢期移行者 高齢期移行者については次のいずれかに該当する者とする。

ア 区分Ⅰ

(ア) 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額\_\_\_\_\_が80万9千円以下であること。

(イ) 所得を有しない者であること。

イ 区分Ⅱ

(ア) 当該高齢期移行者が市町村民税世帯非課税者であること。

(イ) 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万9千円以下であること。

(ウ) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第2号から第5号までの認定を受けていること。

(エ) 所得を有しない者以外であること。

(2) 重度障害者 当該重度障害者及びその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。)並びに重度障害者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその重度障害者の生計を維持する者について\_\_\_\_\_医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項並びに第5条の4の2第5項及び第7項並びに同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)がいずれも23万5千円未満であるとき。

(3) 乳幼児等 幼児等保護者又は幼児等保護者

当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)の合計額が80万9千円以下である者をいう。

(支給の対象)

第3条 市長は、市内に住所を有する者であつて次の

各号に掲げるものに対し、当該各号に定める場合に該当するときは、福祉医療費を支給するものとする。

(1) 高齢期移行者 高齢期移行者については次のいずれかに該当する者とする。

ア 区分Ⅰ

(ア) 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の所得\_\_\_\_\_の合計額(以下「前年所得額」という。)が80万9千円以下であること。

(イ) 所得を有しない者であること。

イ 区分Ⅱ

(ア) 当該高齢期移行者が市町村民税世帯非課税者であること。

(イ) 前年所得額

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_が80万9千円以下であること。

(ウ) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第2号から第5号までの認定を受けていること。

(エ) 所得を有しない者以外であること。

(2) 重度障害者 重度障害者\_\_\_\_\_及びその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)並びに当該重度障害者の扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)で当該重度障害者の生計を維持するものの医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項並びに第5条の4の2第5項及び第7項並びに同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)がいずれも23万5千円未満であるとき。

(3) 乳幼児等 乳幼児等の保護者(親権を行う

が当該幼児等の生計を維持できない場合は、その幼児等の民法第877条第1項に定める扶養義務者で、その幼児等の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額の合計額が23万5千円未満であるとき及び乳児保護者とする。

(4) 母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童並びに遺児 母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者

(養育者がいない場合は当該遺児)の前年所得(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。)が児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給される額以下 であるとき(低所得者である場合には、児童扶養手当が支給停止となる額未満であるとき)。この場合において、母子家庭の母及び父子家庭の父が当該児童の生計を維持できない者である場合は、その者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主として母子家庭の母及びその児童並びに父子家庭の父及びその児童の生計を維持し、かつ、当該児童を現に監護する者とする。

2 前項各号の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、この福祉医療費支給の対象とすることができる。

(支給額等)

第4条 市長は、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める額をその者(保護者を含む。以下同じ。)が現に医療機関等に支払った額を超えない範囲で福祉医療費として支給する。

(1) 高齢期移行者 高齢期移行者の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額とし、区分Ⅰに該当する者は、当該一部負担金の額が、受給者個人の外来に係る医療費の場合であって、その額が8,000円を超えるときは8,000円とし、受給者個人の外来以外に係る医療費の場合であって、その額が15,000円を超えるときは15,000円とする。区分Ⅱに該当する者は、当該一部負担金の額が、受給者個人の外来に係る医療費の場合であって、その額が、12,000円を超えるときは12,000円とし、受給者個人の外来以外に係る

者、未成年後見人その他の者で、乳幼児等を現に監護するものをいう。以下同じ。) (保護者が乳幼児等の生計を維持できない場合にあっては、乳幼児等の扶養義務者で当該乳幼児等の生計を維持するもの) であるとき。

(4) 母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童並びに遺児 母子家庭の母、父子家庭の父(母子家庭の母又は父子家庭の父が児童の生計を維持できない場合にあっては、これらの者の扶養義務者で当該母子家庭の母、父子家庭の父及び児童の生計を維持し、かつ、当該児童を現に監護するもの) 又は養育者(養育者がいない場合は当該遺児)の前年の所得

が児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条の規定により 児童扶養手当の全部が支給されないこととなる額未満であるとき

2 前項各号の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、福祉医療費の 支給の対象とすることができる。

(支給額等)

第4条 市長は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額を

福祉医療費として支給する。ただし、現に医療機関等に支払った額を超えることができない。

(1) 高齢期移行者 高齢期移行者の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額とし、区分Ⅰに該当する者は、当該一部負担金の額が、受給者個人の外来に係る医療費の場合であって、その額が8,000円を超えるときは8,000円とし、受給者個人の外来以外に係る医療費の場合であって、その額が15,000円を超えるときは15,000円とする。区分Ⅱに該当する者は、当該一部負担金の額が、受給者個人の外来に係る医療費の場合であって、その額が、12,000円を超えるときは12,000円とし、受給者個人の外来以外に係る

医療費の場合であって、その額が35,400円を超えるときは35,400円とする。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規定する例により高額療養費に相当する額とする。

- (2) 重度障害者 重度障害者の疾病(重度精神障害者にあつては、精神疾患\_\_\_\_\_による疾病を除く。)又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合においては、次のとおりとする。

ア 入院以外の療養である場合 被保険者等負担額に相当する額から、保険医療機関等ごとに1日につき600円(低所得者である場合には400円)を一部負担金として控除した額とする。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等(歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあつては、それぞれ別の保険医療機関等とみなす。この号から第4号までについて同じ。)においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合 被保険者等負担額に相当する額とする。

- (3) 母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童並びに遺児 母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童並びに遺児の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。

ア 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき800円(低所得者である場合には400円)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合 当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額(保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあつては、当該3月を超える期間に係るものを除く。)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては3,200円(低所得者である場合には1,600円)を限度とする。

- (4) 乳幼児等 乳幼児等の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合においては、次のとおりとする。

ア 入院以外の療養である場合

(ア) 被保険者等負担額に相当する額から、保険医療機関等ごとに1日につき800円(低所得者である場合には600円)を一部負担金として控除した額とする。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限

医療費の場合であって、その額が35,400円を超えるときは35,400円とする。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規定する例により高額療養費に相当する額とする。

- (2) 重度障害者 重度障害者の疾病(重度精神障害者にあつては、精神疾患の入院療養による疾病を除く。)又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合においては、次のとおりとする。

ア 入院以外の療養である場合 被保険者等負担額に相当する額から、保険医療機関等ごとに1日につき600円(低所得者である場合には400円)を一部負担金として控除した額とする。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等(歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあつては、それぞれ別の保険医療機関等とみなす。以下この号及び第4号において同じ。)においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合 被保険者等負担額に相当する額とする。

- (3) 乳幼児等 乳幼児等の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合においては、被保険者等負担額に相当する額とする。

- (4) 母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童並びに遺児 母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童並びに遺児の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。

ア 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき800円(低所得者である場合には400円)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合 当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額(保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあつては、当該3月を超える期間に係るものを除く。)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては3,200円(低所得者である場合には1,600円)を限度とする。

度とする。

(イ) 3歳の誕生日の属する月の末日を経過していない者については、被保険者等負担額に相当する額とする。

イ 入院療養である場合 被保険者等負担額に相当する額とする。

- 2 前項各号に規定する一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができないものとする。
- 3 市長は、第1項各号に規定する一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認めるときは、当該一部負担金を免除することができる。
- 4 第1項に規定する福祉医療費は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療扶助を受けている者の疾病又は負傷については、支給しない。
- 5 独立行政法人の負担による医療に関する給付を受けた乳幼児等の疾病又は負傷に係る福祉医療費については、支給しない。

（支給方法の特例）

第6条 高齢期移行者、重度障害者、乳幼児等、母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童並びに遺児が規則で定める手続に従い、兵庫県内の保険医療機関等で医療を受けた場合には、市長は、福祉医療費として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者（保護者\_\_\_\_\_を含む。以下同じ。）が当該医療に関し、当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

- 2 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた者に対し、福祉医療費の支給があったものとみなす。ただし、第4条第1項の規定により当該医療を受けた者が負担することとなる額が支払われない場合には、前項の特例の適用はないものとする。

附 則

（市町村民税の額の算定の特例）

- 3 第3条第1項第2号及び第3号に規定する地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額については、当分の間、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号を適用して算定するものとする。
- 4 第3条第1項第2号及び第3号に規定する所得割の額を算定する場合には、第3条第1項第2号及び第3号に掲げる者が地方税法第318条に規定する賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域

- 2 前項第1号、第2号及び第4号に規定する一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができないものとする。

- 3 市長は、第1項第1号、第2号及び第4号に規定する一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認めるときは、当該一部負担金を免除することができる。

- 4 第1項に規定する福祉医療費は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療扶助を受けている者の疾病又は負傷については、支給しない。

（支給方法の特例）

第6条 高齢期移行者、重度障害者、乳幼児等、母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童並びに遺児が規則で定める手続に従い、兵庫県内の保険医療機関等で医療を受けた場合には、市長は、福祉医療費として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者（保護者及び養育者を含む。以下同じ。）が当該医療に関し、当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

- 2 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた者に対し、福祉医療費の支給があったものとみなす。ただし、第4条第1項の規定により当該医療を受けた者が負担することとなる額が支払われない場合には、前項の特例の適用はないものとする。

附 則

（市町村民税の額の算定の特例）

- 3 第3条第1項第2号\_\_\_\_\_に規定する地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額については、当分の間、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号を適用して算定するものとする。
- 4 第3条第1項第2号に規定\_\_\_\_\_する所得割の額を算定する場合には、同号に掲げる\_\_\_\_\_者が地方税法第318条に規定する賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域

内に住所を有する者とみなして所得割の額を算定するものとする。

(所得による支給要件の特例)

- 5 第3条第1項第3号の規定にかかわらず、令和5年7月1日から令和8年6月30日までの間は、乳幼児等が受けた医療に係る福祉医療費にあつては、幼児等保護者又は幼児等保護者が当該幼児等の生計を維持できない場合は、その幼児等の民法第877条第1項に定める扶養義務者で、その幼児等の生計を維持する者及び乳児保護者に支給するものとする。

(支給の特例)

- 6 平成25年7月1日から令和8年6月30日までの間に受けた医療に係る福祉医療費にあつては、第4条第1項第4号ア(ア)の規定にかかわらず、乳幼児等に係る福祉医療費の額は、被保険者等負担額に相当する額とする。

内に住所を有する者とみなして所得割の額を算定するものとする。

## 議案第17号

丹波市国民健康保険青垣診療所設置条例及び丹波市国民健康保険青垣診療所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 提案の趣旨

丹波市国民健康保険青垣診療所において長年にわたり休止している入院患者の受入れについて、今後もその予定がないことから、関係条例の規定を整理する必要があるため、提案するものである。

### 2 改正の概要

入院に関する規定の削除

### 3 改正する条例

- (1) 丹波市国民健康保険青垣診療所設置条例（平成16年丹波市条例第128号）
- (2) 丹波市国民健康保険青垣診療所の使用料及び手数料条例（平成16年丹波市条例第129号）

### 4 施行日

令和8年4月1日

### 5 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市国民健康保険青垣診療所設置条例（平成16年丹波市条例第128号）新旧対照表

| 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 改正後（案）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○丹波市国民健康保険青垣診療所設置条例<br/>平成16年11月1日<br/>条例第128号<br/>(療養等の給付)</p> <p>第3条 丹波市国民健康保険青垣診療所は、丹波市国民健康保険の被保険者の疾病及び負傷に関して、次に掲げる療養等の給付を行う。ただし、健康保険、介護保険、船員保険、日雇特例保険の被保険者及び法令により組織する共済組合の組合員並びに他市町村国民健康保険、国民健康保険組合の被保険者その他の者に対してもこれを行うことができる。</p> <p>(1) 健康相談及び健康診断<br/>(2) 診察<br/>(3) 薬剤又は治療材料の支給<br/>(4) 処置、手術その他の治療<br/>(5) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護<br/><u>(6) 診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護</u></p> | <p>○丹波市国民健康保険青垣診療所設置条例<br/>平成16年11月1日<br/>条例第128号<br/>(療養等の給付)</p> <p>第3条 丹波市国民健康保険青垣診療所は、丹波市国民健康保険の被保険者の疾病及び負傷に関して、次に掲げる療養等の給付を行う。ただし、健康保険、介護保険、船員保険、日雇特例保険の被保険者及び法令により組織する共済組合の組合員並びに他市町村国民健康保険、国民健康保険組合の被保険者その他の者に対してもこれを行うことができる。</p> <p>(1) 健康相談及び健康診断<br/>(2) 診察<br/>(3) 薬剤又は治療材料の支給<br/>(4) 処置、手術その他の治療<br/>(5) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護</p> |

丹波市国民健康保険青垣診療所の使用料及び手数料条例（平成16年丹波市条例第129号）新旧対照表

| 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 改正後（案）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○丹波市国民健康保険青垣診療所の使用料及び手数料条例<br/>平成16年11月1日<br/>条例第129号<br/>最終改正 平成30年9月28日条例第45号<br/>(使用料及び手数料の納付)</p> <p>第3条 利用者は、使用料及び手数料を利用の都度、納付しなければならない。ただし、次に掲げるものは後納とする。</p> <p>(1) 診療が終了しなければ算定が困難なもの<br/>(2) 往診、休診日等の理由により、その都度算定することが困難なもの<br/>(3) <u>入院利用者の使用料及び手数料</u><br/>(4) 介護サービス、訪問診療等の1月単位で計画し、実施することにより算定し、請求するもの<br/>(5) 交通事故等利用者の特段の事情により、適用する保険が未確定であるもの<br/>(6) 死後の処置に係る処置料</p> <p><u>2 前項第3号に規定する使用料及び手数料を納付する日は、毎月15日、末日及び退院の日とする。この場合において、当該納付する日が休診日に当たる</u></p> | <p>○丹波市国民健康保険青垣診療所の使用料及び手数料条例<br/>平成16年11月1日<br/>条例第129号<br/>最終改正 平成30年9月28日条例第45号<br/>(使用料及び手数料の納付)</p> <p>第3条 利用者は、使用料及び手数料を利用の都度、納付しなければならない。ただし、次に掲げるものは後納とする。</p> <p>(1) 診療が終了しなければ算定が困難なもの<br/>(2) 往診、休診日等の理由により、その都度算定することが困難なもの<br/>(3) <u>介護サービス、訪問診療等の1月単位で計画し、実施することにより算定し、請求するもの</u><br/>(4) 交通事故等利用者の特段の事情により、適用する保険が未確定であるもの<br/>(5) <u>死後の処置に係る処置料</u></p> |

ときは、その翌日とする。

別表第1（第2条関係）

|   | 種別                                                                 |
|---|--------------------------------------------------------------------|
| 1 | 各社会保険に関する法令の適用を受けない場合（健康診断、法令による検診、がん集団検診、交通事故その他契約に基づくものを除く。）の使用料 |
| 2 | 交通事故による診療に伴う使用料                                                    |
| 3 | 健康診断に係る使用料                                                         |
| 4 | 予防接種料金（法令によらない場合）                                                  |
| 5 | 診療に当たって使用し、又は給付した保険適用外の材料等の費用                                      |
| 6 | 病室の室料                                                              |
| 7 | 病室の附属設備の使用料                                                        |
| 8 | 通所リハビリテーションの利用による食事の提供に関する料金                                       |
| 9 | 死後の処置に係る処置料                                                        |

別表第1（第2条関係）

|   | 種別                                                                 |
|---|--------------------------------------------------------------------|
| 1 | 各社会保険に関する法令の適用を受けない場合（健康診断、法令による検診、がん集団検診、交通事故その他契約に基づくものを除く。）の使用料 |
| 2 | 交通事故による診療に伴う使用料                                                    |
| 3 | 健康診断に係る使用料                                                         |
| 4 | 予防接種料金（法令によらない場合）                                                  |
| 5 | 診療に当たって使用し、又は給付した保険適用外の材料等の費用                                      |
|   |                                                                    |
|   |                                                                    |
| 6 | 通所リハビリテーションの利用による食事の提供に関する料金                                       |
| 7 | 死後の処置に係る処置料                                                        |

## 議案第18号

### 丹波市青垣訪問看護ステーション条例の一部を改正する条例の制定について

#### 1 提案の趣旨

丹波市国民健康保険青垣診療所（以下「診療所」という。）の改修工事に伴い、丹波市青垣訪問看護ステーション（以下「施設」という。）を診療所内に移転するため、提案するものである。

#### 2 改正の概要

施設の位置を定める地番を「丹波市青垣町沢野115番地」から「丹波市青垣町沢野114番地」に変更する。

#### 3 施行日

令和8年4月1日

#### 4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市青垣訪問看護ステーション条例（平成16年丹波市条例第119号）新旧対照表

| 現行                                                                                                                       |               | 改正後（案）                                                                                                                   |               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| <p>○丹波市青垣訪問看護ステーション条例<br/>平成16年11月1日<br/>条例第119号<br/>最終改正 平成30年9月28日条例第46号<br/>(名称及び位置)<br/>第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> |               | <p>○丹波市青垣訪問看護ステーション条例<br/>平成16年11月1日<br/>条例第119号<br/>最終改正 平成30年9月28日条例第46号<br/>(名称及び位置)<br/>第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> |               |
| 名称                                                                                                                       | 位置            | 名称                                                                                                                       | 位置            |
| 丹波市青垣訪問看護ステーション                                                                                                          | 丹波市青垣町沢野115番地 | 丹波市青垣訪問看護ステーション                                                                                                          | 丹波市青垣町沢野114番地 |

## 議案第19号

### 丹波市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

#### 1 提案の趣旨

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）が公布されたことに伴い、介護保険の第1号被保険者に係る保険料率の算定に関する特例措置を設けるほか、所要の改正を行うため、提案するものである。

#### 2 改正の概要

- (1) 令和8年度における保険料率の算定に用いる合計所得金額の算定方法及び市民税非課税者に係る基準に関する特例を設ける。
- (2) 地方公共団体情報システムの標準化に伴い、介護保険料の徴収に係る納期ごとの端数処理に関する規定を見直す。
- (3) その他字句の修正

#### 3 施行日

令和8年4月1日

#### 4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市介護保険条例（平成16年丹波市条例第130号）新旧対照表

| 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 改正後（案）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○丹波市介護保険条例</p> <p>平成16年11月1日<br/>条例第130号</p> <p>最終改正 令和6年12月25日条例第43号</p> <p>（普通徴収に係る納期）</p> <p>第5条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 4月1日から同月末日まで<br/>第2期 6月1日から同月末日まで<br/>第3期 8月1日から同月末日まで<br/>第4期 10月1日から同月末日まで<br/>第5期 12月1日から同月末日まで<br/>第6期 2月1日から同月末日まで</p> <p>2 前項に規定する納期により難い第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。</p> <p>3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、<u>すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。</u></p> | <p>○丹波市介護保険条例</p> <p>平成16年11月1日<br/>条例第130号</p> <p>最終改正 令和6年12月25日条例第43号</p> <p>（普通徴収に係る納期）</p> <p>第5条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 4月1日から同月末日まで<br/>第2期 6月1日から同月末日まで<br/>第3期 8月1日から同月末日まで<br/>第4期 10月1日から同月末日まで<br/>第5期 12月1日から同月末日まで<br/>第6期 2月1日から同月末日まで</p> <p>2 前項に規定する納期により難い第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。</p> <p>3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、<u>全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。ただし、暫定賦課を行う場合は、暫定賦課に係る納期終了後の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。</u></p>                                                                                                                                                                                                 |
| <p>附 則</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>附 則</p> <p><u>（令和8年度の保険料率の算定に関する所得額の算定方法の特例）</u></p> <p><u>第10条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が5万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とす</u></p> |

る。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第

1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第11条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

（1） 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

（2） 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

（令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免）

第12条 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯

主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第25条及び前条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの(令和7年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないことを本市が保有する情報で確認することができる者に限る。以下「みなし課税者」という。)がいる場合であって、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階(第4条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。)が、当該みなし課税者に令附則第25条及び前条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階(次項において「令附則第25条等非適用保険料段階」という。)よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。

2 前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、令附則第25条等非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。

3 第1項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。

## 議案第20号

### 工事請負契約の変更について

#### 1 提案の趣旨

次のとおり工事請負契約を変更することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第2条の規定により、提案するものである。

2 工事名 漢方の里総合運動公園整備工事（第3期）

3 工事場所 丹波市山南町和田地内

4 工事概要  
グラウンド整備工事 一式  
本部席設置  $A=15.70\text{m}^2$   
グラウンド照明設置  $H=18\text{m}$  6本  
バックネット設置 一式  
防球ネット、フェンス設置 一式  
舗装等 一式  
乗降のための施設整備  $A=8.03\text{m}^2$   
電気設備工事 一式

5 工期  
変更前 令和7年10月1日から令和8年3月18日まで  
変更後 令和7年10月1日から令和8年6月15日まで

6 契約金額  
変更前 176,000,000円  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 16,000,000円）  
変更後 163,460,000円  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 14,860,000円）

7 契約の相手方  
名称 株式会社 森津工務店  
代表者 代表取締役 足立 裕之  
所在地 兵庫県丹波市山南町小野尻334番地の1

#### 8 変更理由

本工事の実施区域内において、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第4条の規定による土壤の汚染状況調査を実施する必要性が生じ、当該調査に時間を要したことから、当初に予定していた施工の範囲から一部を除外して施工することとなったため。

**【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
抜粋】**

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

## 議案第21号

### 丹波市消防審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

#### 1 提案の趣旨

消防の組織及び施設の整備拡充を図ることを目的として、消防組織法（昭和22年法律第226号）第4条第2項第15号に規定する消防計画を作成するに当たり、丹波市消防審議会（以下「審議会」という。）の委員の構成を見直すほか、所要の改正を行うため、提案するものである。

#### 2 改正の概要

- (1) 審議会の委員の定数及び構成の見直し
- (2) その他所要の改正

#### 3 施行日

公布の日

#### 4 附則により改正する条例

丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年丹波市条例第41号）

#### 5 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市消防審議会設置条例（平成16年丹波市条例第226号）新旧対照表

| 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 改正後（案）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○丹波市消防審議会設置条例<br/>平成16年11月1日<br/>条例第226号<br/>最終改正 平成24年9月20日条例第42号</p> <p><u>（組織）</u><br/>第2条 審議会の委員は、次の区分に基づいて必要の都度市長が選任する。<br/>（1） 識見を有する者 2人<br/>（2） 自治協力員のうちから推薦する者 2人<br/>（3） 消防行政と関係のある県の地方機関の職員 1人<br/>（4） 消防団長<br/>（5） 消防長<br/>（6） 生活環境部長<br/>（任期）<br/>第3条 委員は、当該諮問に係る審議 _____ が終了したときは、解任されるものとする。<br/><br/><u>（委員長）</u><br/>第5条 委員は、委員長1人を選挙しなければならない。<br/>2 委員は、委員長に事故があるとき、その職務を代理すべき者1人を選挙しなければならない。<br/><br/>（招集）<br/>第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長がこれを招集する。<br/>（会議）<br/>第7条 会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければこれを開くことができない。<br/>2 会議の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。<br/>3 委員長は、職員をして、会議の概要及び出席委員の氏名等を記載した記録を作成しなければならない。<br/>（その他）<br/>第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に _____ 定める。</p> | <p>○丹波市消防審議会設置条例<br/>平成16年11月1日<br/>条例第226号<br/>最終改正 平成24年9月20日条例第42号</p> <p><u>（組織）</u><br/>第2条 審議会は、委員12人以内で組織する。<br/>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。<br/>（1） 識見を有する者<br/>（2） 自治会を代表する者<br/>（3） 関係行政機関の職員<br/>（4） 公募による市民<br/>（5） その他市長が必要と認める者<br/>（任期）<br/>第3条 委員は、次条の規定による諮問に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。<br/>2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。<br/><u>（会長及び副会長）</u><br/>第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。<br/>2 会長は、会務を総括し、審議会を代表する。<br/>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。<br/>（招集）<br/>第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長がこれを招集する。<br/>（会議）<br/>第7条 会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければこれを開くことができない。<br/>2 会議の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。<br/>3 会長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。<br/>（その他）<br/>第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。</p> |

丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年丹波市条例第41号）新旧対照表

| 現行                                                                                                                 |          |      |        | 改正後（案）                                                                                                             |          |      |        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|------|--------|
| ○丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例<br>平成16年11月1日<br>条例第41号<br>最終改正 令和7年6月30日条例第26号<br>別表（第2条関係）<br>特別職に属する非常勤の職員の報酬額 |          |      |        | ○丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例<br>平成16年11月1日<br>条例第41号<br>最終改正 令和7年6月30日条例第26号<br>別表（第2条関係）<br>特別職に属する非常勤の職員の報酬額 |          |      |        |
| 職の区分                                                                                                               |          | 報酬額  |        | 職の区分                                                                                                               |          | 報酬額  |        |
|                                                                                                                    |          | 支払区分 | 金額（円）  |                                                                                                                    |          | 支払区分 | 金額（円）  |
| 《省略》                                                                                                               |          |      |        | 《省略》                                                                                                               |          |      |        |
| 道路整備計画審議会委員                                                                                                        | 大学教授、准教授 | 1回   | 20,000 | 道路整備計画審議会委員                                                                                                        | 大学教授、准教授 | 1回   | 20,000 |
|                                                                                                                    | 上記以外     | 日額   | 7,000  |                                                                                                                    | 上記以外     | 日額   | 7,000  |
| 消防審議会委員                                                                                                            |          | 日額   | 7,000  | 消防審議会委員                                                                                                            | 大学教授、准教授 | 1回   | 20,000 |
|                                                                                                                    |          |      |        |                                                                                                                    | 上記以外     | 日額   | 7,000  |
| 上下水道事業運営審議会委員                                                                                                      | 大学教授、准教授 | 1回   | 20,000 | 上下水道事業運営審議会委員                                                                                                      | 大学教授、准教授 | 1回   | 20,000 |
|                                                                                                                    | 上記以外     | 日額   | 7,000  |                                                                                                                    | 上記以外     | 日額   | 7,000  |
| 《省略》                                                                                                               |          |      |        | 《省略》                                                                                                               |          |      |        |
| 美術館運営委員会委員                                                                                                         | 大学教授、准教授 | 1回   | 20,000 | 美術館運営委員会委員                                                                                                         | 大学教授、准教授 | 1回   | 20,000 |
|                                                                                                                    | 上記以外     | 日額   | 7,000  |                                                                                                                    | 上記以外     | 日額   | 7,000  |
| 子ども・子育て会議委員                                                                                                        | 大学教授、准教授 | 1回   | 20,000 | 子ども・子育て会議委員                                                                                                        | 大学教授、准教授 | 1回   | 20,000 |
|                                                                                                                    | 上記以外     | 日額   | 7,000  |                                                                                                                    | 上記以外     | 日額   | 7,000  |
| 歴史民俗資料館運営委員会委員                                                                                                     | 大学教授、准教授 | 1回   | 20,000 | 歴史民俗資料館運営委員会委員                                                                                                     | 大学教授、准教授 | 1回   | 20,000 |
|                                                                                                                    | 上記以外     | 日額   | 7,000  |                                                                                                                    | 上記以外     | 日額   | 7,000  |
| 氷上回廊水分れフィールドミュージアム運営委員会委員                                                                                          | 大学教授、准教授 | 1回   | 20,000 | 氷上回廊水分れフィールドミュージアム運営委員会委員                                                                                          | 大学教授、准教授 | 1回   | 20,000 |
|                                                                                                                    | 上記以外     | 日額   | 7,000  |                                                                                                                    | 上記以外     | 日額   | 7,000  |
| 柏原藩陣屋跡整備委員会委員                                                                                                      | 大学教授、准教授 | 1回   | 20,000 | 柏原藩陣屋跡整備委員会委員                                                                                                      | 大学教授、准教授 | 1回   | 20,000 |
|                                                                                                                    | 上記以外     | 日額   | 7,000  |                                                                                                                    | 上記以外     | 日額   | 7,000  |
| 三ッ塚廃寺跡整備委員会委員                                                                                                      | 大学教授、准教授 | 1回   | 20,000 | 三ッ塚廃寺跡整備委員会委員                                                                                                      | 大学教授、准教授 | 1回   | 20,000 |
|                                                                                                                    | 上記以外     | 日額   | 7,000  |                                                                                                                    | 上記以外     | 日額   | 7,000  |
| 黒井城跡整備委員会委員                                                                                                        | 大学教授、准教授 | 1回   | 20,000 | 黒井城跡整備委員会委員                                                                                                        | 大学教授、准教授 | 1回   | 20,000 |
|                                                                                                                    | 上記以外     | 日額   | 7,000  |                                                                                                                    | 上記以外     | 日額   | 7,000  |
| 備考 勤務が半日の場合における日額報酬は、2分の1の額とする。                                                                                    |          |      |        | 備考 勤務が半日の場合における日額報酬は、2分の1の額とする。                                                                                    |          |      |        |

## 議案第22号

### 丹波市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定 について

#### 1 提案の趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部が改正されたことに伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額等の改正を行うため、提案するものである。

#### 2 改正の概要

非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償の補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額を改定する。

#### 3 施行日

令和8年4月1日

#### 4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市消防団員等公務災害補償条例（平成16年丹波市条例第227号）新旧対照表

| 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 改正後（案）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○丹波市消防団員等公務災害補償条例<br/>平成16年11月1日<br/>条例第227号<br/>最終改正 令和7年3月6日条例第11号<br/>（補償基礎額）</p> <p>第5条 前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行うものとする。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>（1） 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日（以下「事故発生日」という。）において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤続年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>（2） 消防法第25条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。）若しくは第29条第5項（同法第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第24条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万4,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>383円</u>を、第3号から第6号まで</p> | <p>○丹波市消防団員等公務災害補償条例<br/>平成16年11月1日<br/>条例第227号<br/>最終改正 令和7年3月6日条例第11号<br/>（補償基礎額）</p> <p>第5条 前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行うものとする。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>（1） 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日（以下「事故発生日」という。）において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤続年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>（2） 消防法第25条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。）若しくは第29条第5項（同法第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第24条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>1万円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万5,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>433円</u>を_____、第2号から第5号まで</p> |

のいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とするものとする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 60歳以上の父母及び祖父母

(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とするものとする。

別表(第5条関係)

補償基礎額表

| 階級        | 勤務年数    |            |         |
|-----------|---------|------------|---------|
|           | 10年未満   | 10年以上20年未満 | 20年以上   |
| 団長及び副団長   | 12,900円 | 13,700円    | 14,500円 |
| 分団長及び副分団長 | 11,300円 | 12,100円    | 12,900円 |
| 部長、班長及び団員 | 9,700円  | 10,500円    | 11,300円 |

備考

- 1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合には、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

のいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とするものとする。

(1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 60歳以上の父母及び祖父母

(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とするものとする。

別表(第5条関係)

補償基礎額表

| 階級        | 勤務年数    |            |         |
|-----------|---------|------------|---------|
|           | 10年未満   | 10年以上20年未満 | 20年以上   |
| 団長及び副団長   | 13,340円 | 14,170円    | 15,000円 |
| 分団長及び副分団長 | 11,670円 | 12,500円    | 13,340円 |
| 部長、班長及び団員 | 10,000円 | 10,840円    | 11,670円 |

備考

- 1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合には、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

## 議案第23号

丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 提案の趣旨

下水道施設の統廃合事業の実施に伴い、農業集落排水施設である太田久下浄化センターの各処理区域を、特定環境保全公共下水道の谷川処理区に統合することから、所要の改正を行うため、提案するものである。

### 2 改正の概要

別表第1及び別表第2の太田久下浄化センターを削除する。

### 3 施行日

令和8年5月1日

### 4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例（平成16年丹波市条例第212号）新旧対照表

| 現行                                                                              |             |                 |                                    | 改正後（案）                                                                          |             |                 |                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----------------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----------------|------------------------------------|
| ○丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例<br>平成16年11月1日<br>条例第212号<br>最終改正 令和6年12月25日条例第43号 |             |                 |                                    | ○丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例<br>平成16年11月1日<br>条例第212号<br>最終改正 令和6年12月25日条例第43号 |             |                 |                                    |
| 別表第1（第3条関係）                                                                     |             |                 |                                    | 別表第1（第3条関係）                                                                     |             |                 |                                    |
| 排水施設                                                                            | 処理施設        |                 | 処理区域                               | 排水施設                                                                            | 処理施設        |                 | 処理区域                               |
|                                                                                 | 名称          | 位置              |                                    |                                                                                 | 名称          | 位置              |                                    |
| 《省略》                                                                            |             |                 |                                    |                                                                                 |             |                 |                                    |
| 農業集落排水施設                                                                        | 氷上西浄化センター   | 丹波市氷上町下新庄684番地2 | 下新庄、上新庄、清住、中、三方、中野、三原、大谷、長野、柿柴、柿柴東 | 農業集落排水施設                                                                        | 氷上西浄化センター   | 丹波市氷上町下新庄684番地2 | 下新庄、上新庄、清住、中、三方、中野、三原、大谷、長野、柿柴、柿柴東 |
| 農業集落排水施設                                                                        | 氷の川第3浄化センター | 丹波市氷上町朝阪208番地1  | 朝阪、小野、福田                           | 農業集落排水施設                                                                        | 氷の川第3浄化センター | 丹波市氷上町朝阪208番地1  | 朝阪、小野、福田                           |
| 農業集落排水施設                                                                        | 棚原浄化センター    | 丹波市春日町棚原1228番地  | 棚原                                 | 農業集落排水施設                                                                        | 棚原浄化センター    | 丹波市春日町棚原1228番地  | 棚原                                 |
| 農業集落排水施設                                                                        | 野上野浄化センター   | 丹波市春日町野上野1418番地 | 野上野                                | 農業集落排水施設                                                                        | 野上野浄化センター   | 丹波市春日町野上野1418番地 | 野上野                                |
| 農業集落排水施設                                                                        | 春日部北浄化センター  | 丹波市春日町多利721番地   | 多利、小多利、池尾                          | 農業集落排水施設                                                                        | 春日部北浄化センター  | 丹波市春日町多利721番地   | 多利、小多利、池尾                          |
| 農業集落排水施設                                                                        | 国領中央浄化センター  | 丹波市春日町柚津1040番地1 | 東中、国領、柚津                           | 農業集落排水施設                                                                        | 国領中央浄化センター  | 丹波市春日町柚津1040番地1 | 東中、国領、柚津                           |
| 農業集落排水施設                                                                        | 大路浄化センター    | 丹波市春日町中山568番地1  | 中山、松森、広瀬、栢野、野瀬、上三井庄、下三井庄、鹿場        | 農業集落排水施設                                                                        | 大路浄化センター    | 丹波市春日町中山568番地1  | 中山、松森、広瀬、栢野、野瀬、上三井庄、下三井庄、鹿場        |
| 農業集落排水施設                                                                        | 春日部西浄化センター  | 丹波市春日町多田1158番地  | 多田、七日市                             | 農業集落排水施設                                                                        | 春日部西浄化センター  | 丹波市春日町多田1158番地  | 多田、七日市                             |
| 農業集落排水施設                                                                        | 草部浄化センター    | 丹波市山南町草部4番地     | 草部、北和田の一部                          | 農業集落排水施設                                                                        | 草部浄化センター    | 丹波市山南町草部4番地     | 草部、北和田の一部                          |
| 農業集落排水施設                                                                        | 南中浄化センター    | 丹波市山南町南中109番地8  | 南中                                 | 農業集落排水施設                                                                        | 南中浄化センター    | 丹波市山南町南中109番地8  | 南中                                 |
| 農業集落排水施設                                                                        | 和田南浄化センター   | 丹波市山南町梶36番地1    | 梶、前川、小新屋、金倉、和田の一部、北和田の一部           | 農業集落排水施設                                                                        | 和田南浄化センター   | 丹波市山南町梶36番地1    | 梶、前川、小新屋、金倉、和田の一部、北和田の一部           |
| 農業集落排水施設                                                                        | 太田久下浄化センター  | 丹波市山南町金屋716番地   | 太田、大河、池谷、長野、玉巻、岡本、金屋、大谷、松ヶ端        |                                                                                 |             |                 |                                    |
| 農業集落排水施設                                                                        | 和田西浄化センター   | 丹波市山南町小野尻618番地2 | 富田、小野尻、小畑、西谷、山本、五ヶ野、坂              | 農業集落排水施設                                                                        | 和田西浄化センター   | 丹波市山南町小野尻618番地2 | 富田、小野尻、小畑、西谷、山本、五ヶ野、坂              |

|          |          |              |                    |
|----------|----------|--------------|--------------------|
|          |          |              | 尻                  |
| 農業集落排水施設 | 鴨庄浄化センター | 丹波市市島町南322番地 | 南、喜多、上牧            |
| 農業集落排水施設 | 前山浄化センター | 丹波市市島町下鴨阪1番地 | 徳尾、大杉、谷上、鴨阪、尾端、下鴨阪 |

別表第2 (第13条関係)

(消費税相当額を除く。)

| 処理施設の名称     | 基本料金(1カ月につき) |       | 超過料金(1立方メートルにつき) |       |
|-------------|--------------|-------|------------------|-------|
|             | 基本水量         | 金額(円) | 使用水量             | 金額(円) |
| 氷の川第1浄化センター | 5立方メートル以下    | 2,100 | 5立方メートル          | 115   |
| 氷の川第2浄化センター |              |       | を超過              |       |
| 氷上西浄化センター   | 5立方メートル以下    | 2,100 | 10立方メートル         |       |
| 氷の川第3浄化センター |              |       | を超過              |       |
| 棚原浄化センター    | 5立方メートル以下    | 2,100 | 10立方メートル         | 120   |
| 野上野浄化センター   |              |       | を超過              |       |
| 春日部北浄化センター  | 5立方メートル以下    | 2,100 | 20立方メートル         |       |
| 国領中央浄化センター  |              |       | を超過              |       |
| 大路浄化センター    | 5立方メートル以下    | 2,100 | 20立方メートル         | 150   |
| 春日部西浄化センター  |              |       | を超過              |       |
| 草部浄化センター    | 5立方メートル以下    | 2,100 | 30立方メートル         |       |
| 南中浄化センター    |              |       | を超過              |       |
| 和田南浄化センター   | 5立方メートル以下    | 2,100 | 30立方メートル         | 185   |
| 太田久下浄化センター  |              |       | を超過              |       |
| 和田西浄化センター   | 5立方メートル以下    | 2,100 | 50立方メートル         |       |
| 鴨庄浄化センター    |              |       | を超過              |       |
| 前山浄化センター    | 5立方メートル以下    | 2,100 | 50立方メートル         | 205   |
|             |              |       | を超過              |       |
|             | 5立方メートル以下    | 2,100 | 80立方メートル         |       |
|             |              |       | を超過              |       |
|             | 5立方メートル以下    | 2,100 | 80立方メートル         | 215   |
|             |              |       | を超過              |       |

|          |          |              |                    |
|----------|----------|--------------|--------------------|
|          |          |              | 尻                  |
| 農業集落排水施設 | 鴨庄浄化センター | 丹波市市島町南322番地 | 南、喜多、上牧            |
| 農業集落排水施設 | 前山浄化センター | 丹波市市島町下鴨阪1番地 | 徳尾、大杉、谷上、鴨阪、尾端、下鴨阪 |

別表第2 (第13条関係)

(消費税相当額を除く。)

| 処理施設の名称     | 基本料金(1カ月につき) |       | 超過料金(1立方メートルにつき) |       |
|-------------|--------------|-------|------------------|-------|
|             | 基本水量         | 金額(円) | 使用水量             | 金額(円) |
| 氷の川第1浄化センター | 5立方メートル以下    | 2,100 | 5立方メートル          | 115   |
| 氷の川第2浄化センター |              |       | を超過              |       |
| 氷上西浄化センター   | 5立方メートル以下    | 2,100 | 10立方メートル         |       |
| 氷の川第3浄化センター |              |       | を超過              |       |
| 棚原浄化センター    | 5立方メートル以下    | 2,100 | 10立方メートル         | 120   |
| 野上野浄化センター   |              |       | を超過              |       |
| 春日部北浄化センター  | 5立方メートル以下    | 2,100 | 20立方メートル         |       |
| 国領中央浄化センター  |              |       | を超過              |       |
| 大路浄化センター    | 5立方メートル以下    | 2,100 | 20立方メートル         | 150   |
| 春日部西浄化センター  |              |       | を超過              |       |
| 草部浄化センター    | 5立方メートル以下    | 2,100 | 30立方メートル         |       |
| 南中浄化センター    |              |       | を超過              |       |
| 和田南浄化センター   | 5立方メートル以下    | 2,100 | 30立方メートル         | 185   |
|             |              |       | を超過              |       |
| 和田西浄化センター   | 5立方メートル以下    | 2,100 | 50立方メートル         |       |
| 鴨庄浄化センター    |              |       | を超過              |       |
| 前山浄化センター    | 5立方メートル以下    | 2,100 | 50立方メートル         | 205   |
|             |              |       | を超過              |       |
|             | 5立方メートル以下    | 2,100 | 80立方メートル         |       |
|             |              |       | を超過              |       |
|             | 5立方メートル以下    | 2,100 | 80立方メートル         | 215   |
|             |              |       | を超過              |       |

## 議案第24号

### 物品購入契約の締結について

#### 1 提案の趣旨

次のとおり物品購入契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、提案するものである。

#### 2 物 品 名 教職員用タブレット端末等購入

#### 3 物品概要 教職員用タブレット端末 560台、外部ディスプレイ 560台、ポータブルブルーレイディスクドライブ 50台、A3モノクロレーザープリンター 41台、A4モノクロレーザープリンター 11台、キーボード 560台、光学式マウス 560台

#### 4 納入期限 令和8年9月30日

#### 5 契約金額 107,730,700円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 9,793,700円)

#### 6 契約の相手方 名 称 株式会社 デンテックス 代表者 代表取締役 岸田 好史 所在地 兵庫県丹波市柏原町南多田143番地の1

#### 【丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋】

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

## 会 社 概 要

| 項 目        | 内 容                 |
|------------|---------------------|
| 会 社 名      | 株式会社 デンテックス         |
| 代 表 者 名    | 代表取締役 岸田 好史         |
| 本 社 住 所    | 兵庫県丹波市柏原町南多田143番地の1 |
| 営 業 年 数    | 65年                 |
| 許 可 区 分    | —                   |
| 資 本 金      | 30,500千円            |
| 実績高（2年平均）  | 719,000千円           |
| 従 業 員 数    | 26人                 |
| 契約担当支店営業所等 | —                   |

## 受 注 実 績

(単位：千円)

| 発注者 | 元/下 | 件 名                              | 受注金額   | 納 期    |
|-----|-----|----------------------------------|--------|--------|
| 丹波市 | 元   | 問題データベース・タブレットドリルライセンス購入         | 4,870  | 令和5年4月 |
| 丹波市 | 元   | 丹波市立図書館システム更新に係るハードウェア及びソフトウェア購入 | 7,645  | 令和6年1月 |
| 丹波市 | 元   | 情報系パソコン・プリンタ等購入                  | 21,807 | 令和6年2月 |
| 丹波市 | 元   | 小中学校電子黒板購入                       | 29,667 | 令和6年9月 |
| 丹波市 | 元   | 情報系パソコン等購入                       | 23,320 | 令和7年2月 |

入札参加業者及び開札結果（物品）

|                |                                                                                                                      |          |           |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----------|
| 物品番号           | 丹教学校物第15号                                                                                                            |          |           |
| 物品名            | 教職員用タブレット端末等購入                                                                                                       |          |           |
| 納入場所           | 市内各小中学校、丹波市教育委員会事務局                                                                                                  |          |           |
| 開札年月日          | 令和8年1月19日                                                                                                            | (仮)契約年月日 | 令和8年1月23日 |
| 予定価格<br>(事後公表) | 130,352,700円 (税抜)                                                                                                    | 最低制限価格   | -         |
| 物品概要           | 教職員用タブレット端末 560台、外部ディスプレイ 560台、ポータブルブルーレイディスクドライブ 50台、A3モノクロレーザープリンター 41台、A4モノクロレーザープリンター 11台、キーボード 560台、光学式マウス 560台 |          |           |

| 業者名                | 第1回入札額       | 再入札額 | 備考 |
|--------------------|--------------|------|----|
| 株式会社 デンテックス        | 97,937,000円  |      | 落札 |
| 株式会社 ニチワ           | 108,200,000円 |      |    |
| 株式会社 システムリサーチ      | 119,727,000円 |      |    |
| 株式会社 土田商事          |              |      | 辞退 |
| 株式会社 ウチダシステムズ 大阪支店 |              |      | 辞退 |
|                    |              |      |    |
|                    |              |      |    |
|                    |              |      |    |
|                    |              |      |    |
|                    |              |      |    |
|                    |              |      |    |
|                    |              |      |    |
|                    |              |      |    |
|                    |              |      |    |

|        |                                    |      |           |
|--------|------------------------------------|------|-----------|
| 落札者名   | 株式会社 デンテックス                        |      |           |
| 落札者所在地 | 兵庫県丹波市柏原町南多田143番地の1                |      |           |
| 契約金額   | 107,730,700円 (うち消費税相当額 9,793,700円) |      |           |
|        |                                    | 納入期限 | 令和8年9月30日 |

## 議案第25号

児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

### 1 提案の趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）等の施行に伴い、関係条例の規定を整備する必要があるため、提案するものである。

### 2 改正の概要

- (1) 家庭的保育事業等における乳幼児の健康診断に関する基準の緩和
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴う条項の整理
- (3) その他字句の修正

### 3 改正する条例

- (1) 丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年丹波市条例第45号）
- (2) 丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年丹波市条例第46号）
- (3) 丹波市アフタースクールの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年丹波市条例第47号）
- (4) 丹波市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年丹波市条例第15号）

### 4 施行日

- (1) 公布の日（第1条、第2条、第3条、第4条関係）
- (2) 令和8年4月1日（第5条関係）

### 5 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年丹波市条例第45号）新旧対照表

| 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 改正後（案）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>平成26年10月17日<br/>条例第45号<br/>最終改正 令和7年3月6日条例第16号<br/>(最低基準の向上)</p> <p>第4条 市長は、丹波市子ども・子育て会議（丹波市子ども・子育て会議設置条例（平成25年丹波市条例第41号）第1条に規定する丹波市子ども・子育て会議をいう。）の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 市長は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。<br/>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。</p> <p>(3) 当該事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該</p> | <p>○丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>平成26年10月17日<br/>条例第45号<br/>最終改正 令和7年3月6日条例第16号<br/>(最低基準の向上)</p> <p>第4条 市長は、丹波市子ども・子育て会議（丹波市子ども・子育て会議設置条例（平成25年丹波市条例第41号）第1条に規定する丹波市子ども・子育て会議をいう。）の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。<br/>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。</p> <p>(3) 当該事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該</p> |

保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

(虐待等の禁止)

第13条 事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(食事の提供の特例)

第17条 次の各号に掲げる要件を満たす事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該事業所等又はその他の施設、県、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 前項に規定する搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1) 連携施設

(2) 当該事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業（法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

(虐待等の禁止)

第13条 事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(食事の提供の特例)

第17条 次の各号に掲げる要件を満たす事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 前項に規定する搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1) 連携施設

(2) 当該事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業（法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等



第38条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育
- (4) 母子家庭等の乳幼児の保護者が、夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育
- (5) 居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市長が認める地域において行う保育

（居宅訪問型保育連携施設）

第41条 居宅訪問型保育事業者は、第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他市長の指定する施設（この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

第38条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育
- (4) 母子家庭等の乳幼児の保護者が、夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育
- (5) 居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市が認める地域において行う保育

（居宅訪問型保育連携施設）

第41条 居宅訪問型保育事業者は、第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他市の指定する施設（この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

第2条関係

丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
（平成26年丹波市条例第46号）新旧対照表

| 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 改正後（案）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年10月17日<br/>条例第46号</p> <p style="text-align: right;">最終改正 令和6年3月27日条例第18号</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。</li> <li>(2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。</li> </ol> | <p>○丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年10月17日<br/>条例第46号</p> <p style="text-align: right;">最終改正 令和6年3月27日条例第18号</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。</li> <li>(2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。</li> </ol> |

- (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (5) 家庭的保育事業 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (9) 教育・保育給付認定 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定をいう。
- (10) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。
- (11) 教育・保育給付認定子ども 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。
- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。
- (17) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。
- (18) 教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。
- (19) 教育・保育 法第7条第10項第5号に規定する教育・保育をいう。
- (20) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (21) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
- (22) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。)の規定により市長が支払う特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育

- (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (5) 家庭的保育事業 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (9) 教育・保育給付認定 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定をいう。
- (10) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。
- (11) 教育・保育給付認定子ども 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。
- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。
- (17) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。
- (18) 教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。
- (19) 教育・保育 法第7条第10項第5号に規定する教育・保育をいう。
- (20) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (21) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
- (22) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により市町村が支払う特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育

及び特定利用地域型保育を含む。同条第1項及び第2項において同じ。)に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(23) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。

(24) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。

(25) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。

(26) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。

(27) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。

(28) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。

(29) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。

3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業(法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。)を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市長が行うあっせん及び要請に対し、できる限り

及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(23) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。

(24) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。

(25) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。

(26) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。

(27) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。

(28) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。

(29) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。

3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業(法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。)を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り

協力しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市長が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（虐待等の禁止）

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号

に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（苦情解決）

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市長が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、市長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなけれ

協力しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（虐待等の禁止）

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（苦情解決）

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなけれ

ばならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市長、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計等に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画
  - (2) 第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録
  - (3) 第19条の規定による市長への通知に係る記録
  - (4) 第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録
  - (5) 第32条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (あっせん、調整及び要請に対する協力)

第42条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市長が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市長が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

ばならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計等に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画
  - (2) 第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録
  - (3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録
  - (4) 第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録
  - (5) 第32条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (あっせん、調整及び要請に対する協力)

第42条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第44条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。
- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第39条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所

第44条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。
- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第39条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所

内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

6 居宅訪問型保育事業を行う者は、丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他便宜の供与が受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他市長の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

7 事業所内保育事業（第39条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であつて、市長が適当と認めるもの（附則第6項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供

内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

6 居宅訪問型保育事業を行う者は、丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他便宜の供与が受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

7 事業所内保育事業（第39条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であつて、市長が適当と認めるもの（附則第6項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供

の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

(記録の整備)

第51条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計等に関する記録を整備しておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第46条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画
- (2) 次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育の提供の記録
- (3) 次条において準用する第19条の規定による市長への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第32条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(特定利用地域型保育の基準)

第54条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第39条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第45条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあ

の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

(記録の整備)

第51条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計等に関する記録を整備しておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第46条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画
- (2) 次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育の提供の記録
- (3) 次条において準用する第19条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第32条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(特定利用地域型保育の基準)

第54条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第39条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第45条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあ

るのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市長が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

るのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

### 第3条関係

丹波市アフタースクールの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年丹波市条例第47号）新旧対照表

| 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 改正後（案）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○丹波市アフタースクールの設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>平成26年10月17日<br/>条例第47号</p> <p>最終改正 令和5年3月13日条例第8号<br/>(最低基準の向上)</p> <p>第4条 市長は、丹波市子ども・子育て会議（丹波市子ども・子育て会議設置条例（平成25年丹波市条例第41号）第1条に規定する丹波市子ども・子育て会議をいう。）の意見を聴き、その監督に属する事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 市長は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。</p> <p>（虐待等の禁止及び関係機関との連携等）</p> <p>第13条 事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> | <p>○丹波市アフタースクールの設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>平成26年10月17日<br/>条例第47号</p> <p>最終改正 令和5年3月13日条例第8号<br/>(最低基準の向上)</p> <p>第4条 市長は、丹波市子ども・子育て会議（丹波市子ども・子育て会議設置条例（平成25年丹波市条例第41号）第1条に規定する丹波市子ども・子育て会議をいう。）の意見を聴き、その監督に属する事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。</p> <p>（虐待等の禁止及び関係機関との連携等）</p> <p>第13条 事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> |

### 第4条関係

丹波市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年丹波市条例第15号）新旧対照表

| 現行                                                                                 | 改正後（案）                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○丹波市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>令和7年3月6日<br/>条例第15号</p> <p>(虐待等の防止)</p> | <p>○丹波市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>令和7年3月6日<br/>条例第15号</p> <p>(虐待等の防止)</p> |

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(設備の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

| 階  | 区分  | 施設又は設備                                                                                                                          |
|----|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2階 | 常用  | 1 屋内階段<br>2 屋外階段                                                                                                                |
|    | 避難用 | 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 待避上有効なバルコニー<br>3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備<br>4 屋外階段 |
| 3階 | 常用  | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 屋外階段                                                                             |
|    | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の                                                                                           |

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(設備の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次\_\_\_\_\_に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

| 階  | 区分  | 施設又は設備                                                                                                                          |
|----|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2階 | 常用  | 1 屋内階段<br>2 屋外階段                                                                                                                |
|    | 避難用 | 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 待避上有効なバルコニー<br>3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備<br>4 屋外階段 |
| 3階 | 常用  | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 屋外階段                                                                             |
|    | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の                                                                                           |

|        |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        |     | 屋内階段<br>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備<br>3 屋外階段                                                                                                                                                                                                                                 |
| 4階以上の階 | 常用  | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段                                                                                                                                                                                                            |
|        | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）<br>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路<br>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段 |

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

|        |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        |     | 屋内階段<br>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備<br>3 屋外階段                                                                                                                                                                                                                                 |
| 4階以上の階 | 常用  | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段                                                                                                                                                                                                            |
|        | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）<br>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路<br>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段 |

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

|                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。</p> | <p>カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第5条関係

丹波市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年丹波市条例第15号）新旧対照表

| 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 改正後（案）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○丹波市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">令和7年3月6日<br/>条例第15号</p> <p>（最低基準の目的）</p> <p>第3条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員_____が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）</p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p>（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）</p> <p>第11条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、常に自己研鑽<small>さん</small>に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 <u>乳児等通園支援事業者</u>は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>（虐待等の防止）</p> <p>第14条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>（乳児等通園支援事業所内部の規程）</p> <p>第17条 <u>乳児等通園支援事業者</u>は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する</p> | <p>○丹波市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">令和7年3月6日<br/>条例第15号</p> <p>（最低基準の目的）</p> <p>第3条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（<u>乳児等通園支援事業所の管理者を含む。以下同じ。</u>）が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）</p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p>（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）</p> <p>第11条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、常に自己研鑽<small>さん</small>に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 <u>乳児等通園支援事業者</u>は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>（虐待等の禁止）</p> <p>第14条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>（乳児等通園支援事業所内部の規程）</p> <p>第17条 <u>乳児等通園支援事業者</u>は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する</p> |



基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（設備及び職員の基準）

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- （1） 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- （2） 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- （3） 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- （4） 家庭的保育事業等を行う事業所 丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年丹波市条例第45号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

（電磁的記録）

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員 \_\_\_\_\_ は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

（その他）

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第26条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（設備及び職員の基準）

第27条 余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- （1） 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- （2） 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- （3） 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- （4） 家庭的保育事業等を行う事業所 丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年丹波市条例第45号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第28条 第25条及び第26条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。\_\_\_\_\_

（電磁的記録）

第29条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

（その他）

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 議案第26号

### 丹波市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 の制定について

#### 1 提案の趣旨

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「府令」という。）が公布されたことに伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、提案するものである。

#### 2 条例の概要

特定乳児等通園支援事業に係る利用定員等の基準について、府令で定める従うべき基準及び参酌すべき基準に従い定める。

- (1) 一般原則（第3条関係）
- (2) 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準（第4条～第33条関係）
  - ア 利用定員に関する基準
  - イ 運営に関する基準
- (3) 電磁的記録等（第34条関係）

#### 3 施行日

令和8年4月1日